

# 確定申告の受け付けが始まります

## 令和4年分の確定申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

宇治税務署の確定申告会場は、2月16日(木)から開設します(閉庁日(土・日・祝日)を除きますが、2月19日(日)・26日(日)は開設しません)。相談受付時間は、午前9時～午後4時。混雑状況によっては早めに受け付けを終了する場合があります。

※入場にはLINEによる事前発行および当日会場で発行する「入場整理券」が必要です。

※税務署の駐車場は身障者用駐車スペースを除き利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

### 税理士による申告相談

▼日時 2月6日(月)・7日(火) 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午前9時～午後3時)

※混雑状況により、入場制限および早めに受け付けを終了する場合があります。

▼場所 新本庁舎3階申告会場

※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅ローン控除(初年度)等の相談不可。

※新型コロナウイルス等の感染症対策として、マスクの着用およびアルコールペーパーや計算機などを持参してください。

宇治税務署 (☎0774-44-4141)

### 確定申告書の作成に便利 国税庁ホームページ

### 「確定申告書等作成コーナー」

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。作成した申告書は、e-Tax(データ送信)または印刷して郵送等により提出できます。スマホを利用して確定申告書の作成・送信も可能です。詳しくはこちらのQRコードからご確認ください。



## 消費税インボイス制度説明会のご案内

開催日	番号	時間	内容	定員	場所
1月13日(金)	①	午前10時～11時	◆インボイス制度説明会	各回とも20人 ※参加無料。	宇治税務署別館大会議室(宇治市大久保町井ノ尻60-3) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
	②	午後2時～3時			
1月20日(金)	③	午前10時～11時	◆登録申請相談会		
	④	午後2時～3時			

※②、③のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容です。

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会と登録申請相談会が開催されます。

インボイスを発行するためには、税務署への登録申請が必要となるなど、事前の準備が必要です。

参加希望者は、開催日前日の午後5時までに宇治税務署に電話で予約してください。

宇治税務署法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)

## 固定資産税 都市計画税 1月1日の現況により所有者に課税

土地および家屋にかかる令和5年度固定資産税と都市計画税は、令和5年1月1日現在の現況に基づき、令和5年1月1日現在の所有者に課税されます。

▼令和5年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税

務課資産税係まで連絡してください。

▼令和5年1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却された場合でも、令和5年度の固定資産税および都市計画税は、1月1日現

在の所有者に課税されることとなります。

売買の日以降の負担については、先に当事者間で決めておいてください。また、所有権移転登記はお早めに済ませてください。

宇治税務課資産税係 (☎983・2480)

### 償却資産の申告書等は京都府税務機構に提出を

提出期限は令和5年1月31日(火)まで

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、令和5年1月31日(火)までに償却資産の申告が必要です。期限間近になると大変混雑しますので、早期申告にご協力をお願いします。

提出先

令和3年度申告分から提出先が京都府税務機構に変わり、京都市を除く京都府内の市町村分の申告書等を同機構へ一括で提出できるようになりました(郵送可)。

ただし、同機構に一括で提出される場合でも、申告書は

償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

※前年度に申告された人には、同機構から12月中旬に申告案内ハガキまたは申告書などが郵送されます。

※電子申告(e-TAX)で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

※償却資産申告書などの様式は、京都府税務機構またはホームページから入手できます。

京都府税務機構  
業務課償却資産担当 (☎414・4503)  
市税務課資産税係 (☎983・2480)

### 市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

市税等は納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください(市税等取扱金融機関およびコンビニは、納付書の裏面に記載しています)。また、口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

口座振替の申し込みを

ご希望の人は、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※令和5年1月13日(金)までに手続きされると、2月末が納期の国民健康保険料(第9期分)から振り替

えできます。

※利用にはマイナンバーカードとカード受領時に設定

した4桁の暗証番号が必要です。

取得できる証明書

令和4年度所得証明書、課税(非課税)証明書

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

※証明年度の1月1日と証明書取得時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書

の発行はできません。

サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)

※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

▼交付手数料

1通300円

※利用できる店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

宇治税務課市民税係 (☎983・2164)

認定長期優良住宅の新築で固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税額の2分の1を減額します。

減額の要件

①令和6年3月31日までに新築されたもの

②耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、京都府知事の認定を受けたもの

③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

④床面積(併用住宅の場合は、居住部分の床面積)が50㎡以上280㎡以下であること

減額の範囲(居住部分に限る)

▶床面積が120㎡以下の場合

当該住宅にかかる固定資産税額の2分の1に相当する額(居住部分に限る)

▶床面積が120㎡を超え280㎡以下の場合

当該住宅にかかる固定資産税額の120㎡相当分の2分の1に相当する額(居住部分に限る)

減額期間

新築後5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅の場合は、新築後7年間)

手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示(郵送の場合は写しを添付)してください。

宇治税務課資産税係 (☎983-2480)

取得できる証明書

令和4年度所得証明書、課税(非課税)証明書

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

※証明年度の1月1日と証明書取得時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書

の発行はできません。

サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)

※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

▼交付手数料

1通300円

※利用できる店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

宇治税務課市民税係 (☎983・2164)